

5 避難所運営の留意事項

避難者の健康管理

区職員は、感染症に罹患している避難者や、体調を崩している避難者を把握し、他の避難者に影響を及ぼさないよう居住スペースを割り振るとともに、災対関係部に報告する。また、急患発生時の対応（連絡先等）については、災対関係部へ確認の上、避難所内への掲示により避難者に周知する。

避難者（特に高齢者）は、健康を維持するため、避難所運営への積極的な参加等を通じて、可能な限り身体を動かすことを心掛けるとともに、食事やトイレを制限することのないよう留意する。

炊き出しによって食事を用意する場合は、炭水化物に偏ることなく、ビタミンや鉄分等の栄養バランスを考慮するとともに、ボランティアの支援を受けるなどして、避難者が「食べる楽しみ」を持てるよう、可能な限り多様なメニューを提供する。

避難所内で行う調理については、衛生上問題がない場所で行い、学校に開設した避難所においては、調理実習室を使用できるよう施設管理者と調整する。

区は必要に応じて、災害時における給食業務の協力に関する協定書に基づき、学校給食調理業務受託業者に対して、給食室を活用した給食業務の提供を要請する。

入浴について、区は、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行うほか、自衛隊災害派遣部隊による支援を受ける。

健康（精神面を含む）に不安を感じる避難者は、区が派遣した保健活動チームの保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職員に相談する。

プライバシーの確保

発災直後は、原則として、避難者の全員収容を優先させるものとする。ただし、発災直後においても、女性用の更衣室や授乳室、おむつ交換室等については、テント等を設置して確保する。

発災後、一定の期間が経過した段階において、区は、段ボールやカーテン等による間仕切りを行い、避難者のプライバシーを可能な限り確保する。

避難者への情報提供

テレビ・ラジオの設置

ア 電源が確保できた場合、避難者へ情報提供を行うため、各避難所で視聴のルールを定めた上で、テレビ・ラジオを設置する。

イ 設置するテレビ・ラジオは、原則として、施設管理者と調整の上、当該施設の備品を使用する。

区からの情報提供

区から避難者に対する情報の提供方法については、避難者の誰もが情報を入手しやすいよう、区ホームページ、SNS、防災アプリ等様々な媒体を使用する。

情報掲示板（インフォメーション・ボード）の設置

ア 避難所における情報共有手段として、文書等を貼付できる情報掲示板（インフォメ

ーション・ボード)を設置する。

イ 掲示できる情報内容等の掲示ルールについては、各避難所で定めることとし、被災者の安否情報を掲示する場合は、個人情報の保護に留意する。

ライフラインの確保

電源

ア 避難所が停電している場合、区が備蓄しているガソリン式発動発電機、カセットガス式発電機により、電源を確保する。

イ 自家発電機については、燃料や電力容量に限りがあることから、用途については、主として、夜間の照明(バルーン投光機の電源等)とする。

飲料水

ア 避難所開設初期にあたっては、各避難所のミニ備蓄倉庫等に備蓄しているペットボトル飲料水を避難者に配付する。

イ 避難所敷地内に設置されている応急給水栓が使用できる場合、仮設給水栓を接続することで「災害時給水ステーション」を開設し、給水を行う。

ウ 避難所敷地内に応急給水栓がない場合、隣接する道路上の水道局が指定する消火栓(以下、「指定消火栓」という。)に仮設給水栓を接続することで「災害時給水ステーション」を開設し、飲料水の給水を行う。

エ 断水等により、応急給水栓及び指定消火栓からの給水ができない場合、南千住給水所及び日暮里南公園応急給水槽の2か所の給水拠点から給水車及び車載型水槽(平ボディ車等に積載)等により水を運搬し飲料水の給水を行う。

オ 道路が閉塞し、避難所まで車両が進入できない場合は、避難者は協力して、避難所に備蓄してあるリヤカー等を用い、車両が接近できる最寄りの地点まで飲料水を受け取りに行く。

生活用水

ア 生活用水については、学校敷地内のプールや防災井戸のほか、周辺の防災広場等に設置されている防災井戸を活用する。

イ 洗濯を行う場所(洗濯機)については、校庭の水飲み場やプール等の排水が可能な場所に設置する。

通信

ア 各避難所には、N T T 東日本 - 災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置している。

イ 各避難所には、避難所と区との通信を確保するため、区のM C A 無線機を配備している。

ウ 区民は、指定されている避難所における災害時用公衆電話(特設公衆電話)やM C A 無線機の保管場所やモジュラージャックの設置場所について、平時から防災訓練等を通じて確認しておく。

エ 各防災区民組織には、区の災害時優先携帯電話(スマートフォン)を本部長またはそれに代わる者に貸与している。

トイレの確保・清潔保持

災害時には避難所施設に設置されている既設のトイレの使用を優先に考え、上下水道の使用可否や避難者数の状況等に応じ、携帯トイレを併用するほか、不足分についてマンホールトイレや仮設トイレの設置により対応していく必要がある。

避難所施設のトイレを使用する場合は、男性用トイレの一部を女性用に変更するほか、高齢者・障がい者等の要配慮者が落ち着いて使用できるよう配慮する。

仮設トイレを設置する場合には、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。

避難者が、避難所生活において、水分や食事を十分に摂り、健康を維持するためには、避難所のトイレを清潔に保持しておくことが極めて重要である。このため、避難所運営委員会はトイレ清掃が円滑に行われるように清掃当番を編成する。また、当番の編成にあたっては避難者間に不公平が生じないように留意する。

物資の適正管理

区職員は、配給物資の管理を行い、避難者に対し公平に配給するとともに在庫の管理を行う。特に、配給された弁当や生ものの食材等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な保管など管理を徹底する。

避難者全員分を確保できない物資については、避難者から配給希望者を募るほか、代替品を用意するなど、可能な限り公平かつ適切な配給に努める。

物資の受入や在庫管理にあたっては、アレルギー疾病患者に対応した食料や、乳幼児や高齢者・障がい者・慢性疾患患者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）が特に必要とする物資が、他の配給物資に紛れ込まないよう留意する。また、女性用品の配布については、中身が分からないよう工夫するほか、女性に対応する等配慮する。

各避難所で配給物資に過不足が生じた場合は、必要に応じて、災対関係部で調整の上、各避難所相互で配給物資を融通する。

帰宅困難者への対応

帰宅困難者のための一時滞在施設については、荒川区内で被災した帰宅困難者だけでなく、他の地域で被災した帰宅困難者に対しても、区内を徒歩通過する際に提供する可能性があることから、発災してから数日の間、設置する。

区は、帰宅困難者について、鉄道駅付近に所在し地域住民が使用する避難所に指定されていない区施設（町屋文化センター、日暮里サニーホール、ムーブ町屋等）への受け入れを基本とする。

避難所に帰宅困難者等を受け入れる場合は、混乱を防止するため、避難者と帰宅困難者が使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を定めておく。

ペットの同行避難

基本方針

ア ペットの避難については、在宅避難、留守番避難及び友人、知人、親戚宅等の預け先への避難を優先するが、飼い主の逃げ遅れや、避難に対するためらいを未然に防ぐ

ために、生活圏域に合わせて、各地区で受入れができるよう、地域の理解を深めながら、段階を踏んで調整を進める。

イ 避難所におけるペットの飼育場所は、校庭等、他の避難者の生活空間と分離された場所を指定する。

ウ 平時から避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所運営委員会や区、学校においてペットの同行避難について検討し、あらかじめ動物専用スペースや行動エリアを定める。対象動物は、犬・猫等の小動物とする。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、温度調整等特別な管理が必要な動物は含まない。

小動物とは、犬、猫、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥などのペットをいう。

避難所運営委員会の役割

ア 避難所運営委員会において、同行避難の受入れの可否を検討し、受入れを実施する場合は、ペットの適正な飼育等について検討する。

イ 避難所運営委員会は、地域の状況や避難所の構造等に合わせた同行避難の実施方法や具体的な飼育場所等、飼育ルールをあらかじめ定め、地域住民に周知するとともに、協力と理解を求める。

区の役割

ア 区は、ペットを同行避難させることができない飼い主のために、動物救護センターを荒川自然公園内に設置する。

イ 区は、同行避難させたペットの鳴き声等により避難所生活に影響を及ぼす場合やペットに治療が必要な場合には、飼い主に説明した上で、避難所から当該動物を動物救護センターに移送するよう促す。

ウ 区は事業者との協定締結により、動物避難施設としてのトレーラーハウスを設置するとともに、動物病院等の関係機関との連携により、ペットが避難できる施設を確保するよう努める。

飼い主の役割

ア ペットの収容ケージや7日分(少なくとも5日分)(環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より)の水及び餌を自ら備蓄し、同行避難の際にはこれを持参する。

イ 避難所において、同行避難させたペットの種類等を避難所運営委員に報告するものとし、給餌や排泄物処理等の世話は自己の責任で行う。

ウ アレルギーなど動物を苦手とする避難者がいることに留意し、不安感・不信感を与えないよう配慮する。

エ 他の避難者の迷惑にならないよう、入浴やブラッシング、無駄吠えなどへのしつけについても平時から行う。

オ ペットが鳴き声等により避難所生活に影響を及ぼす場合やペットに治療が必要な場合には、避難所から当該動物を動物救護センターに移送する。